様式第１号（第７条関係）

年　月　日

**事業拡大・新分野進出・第二創業等　事業計画書**

**１．申請者の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名（屋号等） |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 住所 | 〒（法人・その他の場合は本店、個人事業者の場合は住民票の住所） |
| 事業所住所 | 〒（住所と同様の場合は記入不要） |
| 主たる事業の業種 | （日本標準産業分類の中分類で記載） |
| 開業日、法人設立日 |  | 資本金 |  |
| 従業員数（業務の内容毎に記載してください。） | 業務の内容 | 人数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 所有している資産 | 内　容 | 数　量 |
| 土地 |  |  |
| 建物 |  |  |
| 機械 | 生産用機械 |  |  |
| 業務用機械 |  |  |
| はん用機械 |  |  |
| 車両 |  |  |
| 備品 |  |  |
| その他 |  |  |
| 無形固定資産 |  |  |

　※所有している資産は事業に用いるものに限ります。機械及び備品は事業にとって重要だと思われるものを記載してください。ただし、汎用性が高いもの、安価なもの、手作業に用いる道具及び消耗品は除きます。

**２．現在取り組んでいる事業の内容**

|  |
| --- |
| ⑴自社の主な商品やサービスについて記載してください。また、過去に国、県、市の補助を受けて実施した事業がある場合は補助金名、補助金の額等を記載してください。 |
| ※必要に応じてスペースを増やすか別紙にて記載してください。 |
| ⑵営業の形態や経営規模について記載してください。 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 営業時間 | 昼　 |
| 夜　 |
| 販売方法 |  |
| 座席数 | 席 | 回転率 | 回転／日 |
| 客単価 |  |
| 売上平均（月） |  |
| 取引関係等 | 取引先 | 割合 | 金額 |
| 取引相手及び取引額 | 販売先 |  | ％ | 万円／月 |
|  | ％ | 万円／月 |
|  | ％ | 万円／月 |
| 仕入先 |  | ％ | 万円／月 |
|  | ％ | 万円／月 |
|  | ％ | 万円／月 |

 |

**３．新たに取り組む事業の名称等**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 |  |
| 実施場所 | ※実施場所がわかる地図を添付すること |
| 該当するものに☑してください。□事業拡大１．事業拡大の内容□新商品の開発□新役務の開発□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．事業拡大における目標伸び率

|  |  |
| --- | --- |
| 指標 | 目標伸び率（％） |
| □ | 付加価値額（１年目） | ％ |
| □ | 付加価値額（１～３年目の平均） | ％ |

※「別表１　経営計画」を作成し、基準年からの伸び率を計算して記載すること。（小数点以下切捨て）※伸び率（％）＝{（比較年－前年）÷前年}×100□新分野進出新たに取り組む業種（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※日本標準産業分類の中分類で記載□第二創業等新たに取り組む事業の業種（　　　　　　　　　　　　　　　　　）※日本標準産業分類の中分類で記載 |
| 新たに取り組む事業の責任者 | 氏名 |  | 役職 |  |
| ⑴職務経験 |
| ⑵取得資格 |
| 担当者 | 氏名 |  | 役職 |  |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |

**４．新たに取り組む事業の内容**

|  |
| --- |
| ①新たに導入する設備等の名称 |
|  |
|  |
| ②新たに提供する商品やサービスについて、新たに事業に取り組むこととなった経緯をふまえて記載してください。 |
| ※必要に応じてスペースを増やすか別紙にて記載してください。 |

**５．市場分析**

①新たに取り組む事業の市場について以下の項目を詳細に説明してください。

　※必要に応じて図や表を用いてください。また、根拠となる資料やデータ等を用いた場合は出典を明らかにしてください。

|  |
| --- |
| ⑴市場のニーズと市場規模 |
| ※必要に応じてスペースを増やすか別紙にて記載してください。 |
| ⑵競合他社の状況と自社の優位性 |
| ※必要に応じてスペースを増やすか別紙にて記載してください。 |

**６．事業実施計画**

　①事業開始までに行う準備（機械設備、備品等の導入計画）を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和７年９月 |  |
| 令和７年１０月 |  |
| 令和７年１１月 |  |
| 令和７年１２月 |  |
| 令和８年１月 |  |
| 令和８年２月 |  |

　※補助の対象となる経費は、補助金の交付決定日から選定事業の開始までに発生した経費となります。選定事業の開始は令和８年２月27日が期限となりますので、それ以降に発生した経費は補助の対象となりません。

**７．収支計画等**

　①事業を開始するために必要な経費に係る収支

　【収入】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 備　考 |
| 自己資金 |  |  |
| 補助金（申請額） |  |  |
| 金融機関からの借入金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　計 |  |  |

　【支出】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（単位：円）

(A))

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 内容 | 経費の額（税込） | 経費の額（税抜） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 経費の額の合計 |  | (B)) |
| 補助金申請額　　(B)×2/3　上限1,000,000円 |  |

 ※公募要領６ページの【補助対象とならない経費】がある場合、『経費の額（税抜）』欄には０を記載してください。

　②取組み開始年度以降の損益見込

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基準年（令和7年確定申告） | 1年目（令和8年確定申告） | 2年目（令和9年確定申告） | 3年目（令和10年確定申告） |
| ①売上高 |  |  |  |  |
| ②売上原価 |  |  |  |  |
| ③売上総利益（①－②） |  |  |  |  |
| ④販売費及び一般管理費 |  |  |  |  |
| ⑤営業利益（③－④） |  |  |  |  |
| ⑥営業外費用 |  |  |  |  |
| （借入残高） | （　　　　　　　　） | （　　　　　　　　） | （　　　　　　　　） | （　　　　　　　　） |
| ⑦経常利益（⑤－⑥） |  |  |  |  |

※法人の場合は、基準年には、取組み開始年度（取組み開始月の属する決算年度）の見込みを記載

**別表１　経営計画**

**※事業拡大に取り組む場合のみ作成**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 見込み |
| ※所得税・法人税の確定申告について記載すること。個人事業主の場合は「年月」は記載不要。 | 基準年（令和7年確定申告） | 1年目（令和8年確定申告） | 2年目（令和9年確定申告） | 3年目（令和10年確定申告） |
| 年　月 | 年　　月 | 年 　月 | 年　　月 |
| ①売上高 |  |  |  |  |
| ②営業利益 |  |  |  |  |
| ③営業外費用 |  |  |  |  |
| ④経常利益(②－③） |  |  |  |  |
| ⑤人件費 |  |  |  |  |
| ⑥減価償却費 |  |  |  |  |
| ⑦付加価値額（②＋⑤＋⑥） |  |  |  |  |
| 伸び率（％） | －  |  |  |  |
| ⑧従業員数 |  |  |  |  |

※法人の場合は、基準年には、取組み開始年度（取組み開始月の属する決算年度）の見込み値を記載。

１．各種指標の算出式

「営業利益」 ：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

「経常利益」 ：営業利益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

２．注意事項

（１）人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、

平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）

・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与

引当金繰入れ

・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

（２）減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場

合においては、当該項目については省くこと。

・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）

・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

（３）従業員の定義

・従業員の定義については、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とします。

具体的には、労働基準法20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とし、①日日雇い入れられる者、②２箇月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に４箇月以内の期間を定めて使用される者、④試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）は対象となりません。